

# 「(仮称) くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業」 計画段階環境配慮書についての熊本県知事意見

「(仮称) くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業」計画段階環境配慮書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

## **[全体事項]**

- (1) 環境影響評価及び事業の推進に当たっては、地域住民や関係者に対して、適宜、事業内容や環境影響について説明を行うなど、丁寧な合意形成を図ること。
- (2) 環境影響評価項目の選定に当たっては、影響の程度が極めて小さいことを理由に選定しない項目について、影響の程度を可能な限り具体的かつ定量的に明らかにし、その根拠を記載すること。

## **[大気環境]**

### 〈大気質〉

- (1) 火力発電所の稼働による大気質の環境影響については、ダウンウォッシュ等の特殊気象条件に係る調査・予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置の内容を検討し、記載すること。
- (2) 環境影響評価項目の選定に当たっては、燃料の保管等による粉じんの飛散について、調査・予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置の内容を検討し、記載すること。

### 〈臭気〉

- (1) 環境影響評価項目の選定に当たっては、燃料の保管等による臭気に係る調査・予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置の内容を検討し、記載すること。

## **[水環境]**

### 〈水質〉

- (1) 燃料保管場所から発生する汚水について、調査・予測・評価及び環境保全措置の実施の必要性を検討すること。なお、不要と判断した場合は、理由を具体的に記載すること。
- (2) 火力発電所から排出される排水について、処理方法や排出先、予想される水量や水質、水温等を方法書に可能な限り具体的に記載すること。また、

公共用水域に排出する場合は、周辺の水環境や底質環境、水産資源を含む水生動植物に影響を及ぼす可能性に鑑み、環境影響評価項目として水温を選定し、適切な調査・予測・評価を行うこと。

**[動物・植物・生態系]〈動物・植物〉**

- (1) 環境影響評価項目の選定に当たっては、火力発電所からの排水の排出先や、予想される水量や水質、水温等に応じて動植物に係る調査・予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置の内容を検討し、記載すること。

**[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]〈景観〉**

**[文化財]〈文化財〉**

- (1) 国土の歴史的景観に寄与する郡築二番町樋門からの眺望範囲に事業実施想定区域が位置していることに鑑み、眺望点を郡築二番町樋門周辺に選定したうえで景観の調査・予測・評価を行うこと。
- (2) 建築物の配置や規模、高さ、デザイン等の決定に当たっては、周辺の景観及び眺望点からの景観への影響や、周辺事業場への日影の影響を最小限にとどめるよう配慮すること。